

熊本県公報

号外 第40号
令和6年(2024年)
9月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
○熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則…………… (管理調達課) 1
訓 令
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (会計課) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年9月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第25号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第74条第1項中「契約書」の次に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項、第75条、第76条及び第84条第1項において同じ。)」を加え、同条第2項中「しなければ」を「し、又は記録しなければ」に改め、同条第3項中「により契約書」の次に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加え、「のうえ、」を「して」に、「しなければ」を「し、又は当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に法第234条第5項に規定する措置を講じなければ」に改める。

第76条中「請書」の次に「(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

別表第7備考に次の1号を加える。

- 4 契約書又は請書の作成に代えて電磁的記録を作成する契約案件にあっては、「支出負担行為に必要な主な書類」の欄中「契約書案」とあるのは「契約書に記載すべき事項の案を記載した書類」と、「請書を徴する場合は、請書案」とあるのは「請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴する場合は、当該事項の案を記載した書類」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年9月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第26号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則
熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第4条第1号イ中「30,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第14号

熊本県公営企業管理規程第6号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関
企 業 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年9月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(19) 電子契約サービス 県及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第39条第1項中「に電子署名」の次に「（電子契約サービスによる電子署名を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第40条第3項及び第4項中「又は電子メールにより」を「若しくは電子メールにより、又は電子契約サービスを利用して」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。